

F u - Z i n

第34号

平成25年11月発行



報告

第30回NPO博多の風フォーラム

博多の
おいしいやんの

法律講座!



報告

第13回 博多のおいしいやんと歩こう
追い山笠コース探訪

告知

第13回
楽文コンテスト表彰式

近年の活動

※設立からの詳細はホームページをご参照ください
<http://hakanokaze.jp>

平成24年

- 4月 第28回 NPO博多の風フォーラム 開催
講師: 松本卓士氏 (RKB毎日放送報道部記者)
- 5月 第21回 はかたの町クリーン作戦 実施
- 6月 第11回 追山コース探訪 開催
第12回 楽文コンテスト 開催
- 10月 第22回 はかたの町クリーン作戦 (雨天中止)
- 11月 第29回 NPO博多の風フォーラム 開催
講師: 岩松 城氏 (毎日新聞西部本社編集局長)

平成25年

- 4月 第30回 NPO博多の風フォーラム 開催
講師: 前田 敦氏 (西南学院大学法学部准教授)
- 5月 第23回 はかたの町クリーン作戦 実施
- 6月 第12回 追山コース探訪 開催
第13回 楽文コンテスト 開催
- 10月 第24回 はかたの町クリーン作戦 実施

NPO博多の風の歩み

- 設立
平成10年 9月
任意団体『博多の風』設立 代表: 大庭宗一
- NPO登記
平成12年 6月
『NPO博多の風』として登記 理事長: 大庭宗一

NPO博多の風事業概要

- 啓発事業
・博多の風フォーラム開催
・広報誌・HP発行
・毎日新聞世論フォーラム公聴
・作文コンクール(楽文コンテスト)開催
- 地域環境向上事業
・博多の町親交
(清掃活動クリーン作戦・冷泉小学校跡地提言・山笠文化継承)
- 活性化事業
・書籍出版
・博多祇園山笠の振興
・追山コース探訪開催
- 協力事業
・各市民団体との情報交換及び支援

NPO特定非営利活動法人



〒812-0027
福岡市博多区下川端町8-16 -302
FAX 092-263-7188

E-Mail info@hakanokaze.jp
URL <http://hakanokaze.jp>



博多のおいしやんの法律講座！

去る平成25年4月13日、第30回NPO博多の風フォーラムが福岡市立博多小学校「表現の舞台」にて行われました。西南学院大学法学部准教授の前田 敦先生に「博多のおいしやんの法律講座！」と題して私たちの日常生活に関わりが深い「民法」についてのお話を聞いていただきました。どこか堅く窮屈なイメージを持つ法律について分かりやすい例を交えて理解しやすい言葉でお話いただきました。



前田 敦(まえだ あつし)
1968年8月8日生まれ
93年慶應義塾大学大学院(法学)博士課程単位取得退学後、徳島大学助教授を経て、05年4月より現職。大学時代は体育会自転車部に所属。今でもロードレーサーをこよなく愛すスポーツマン。

■博多んもんとの出会い
今回は博多のおいしやんの法律講座という演題でやらせていただきます。しかし、この演題、若干気になる点があります。私は博多に来てまだ8年足らずです。したがってまだ「博多のおいしやん」は名乗れないかなど。また、まだ「兄ちゃん」でありたいという気持ちを持っており、少し先かなど。なので、博多のおいしやんとしてはまだまだ見習いの私なのであります。

私と博多の風や山笠との出会いの場所は、私が福岡に来て最初に入ったお店「酒房やす」でした。なぜ博多区土居通りにある酒房やすのような山笠の中心地のような場所に飛び込んだのかというと、実は「全国居酒屋巡礼」という一冊の本がきっかけでした。この本は私が昔から旅行で各地を訪れた際に参考にしていた本で、博多では酒房やすが紹介されていて少し若し大庭宗一理事長の写真が載っており、とっても博多らしい店だとい

うことで酒房やすに足を運んだ訳です。かくして、大庭理事長はじめ、山笠に出ている博多の人達と縁を結ぶ事となり、山笠にも出させていたただいておられます。

今日話をするのは、民法の話です。現在日本国内で使われている法律は約千八百種類あり、その中で民法は最も長い歴史を持つといつても過言ではない法律なんです。また、1044条という一番多くの条文を持つ法律でもあります。では、民法の中身はというと大きく分けて二つあります。ひとつは「人が自分のお金や財産を作った経済活動やその中の契約についてのもに關するルール」です。二つ目は「親子や夫婦といった家族生活に關わるものや遺産相続に關わるものルール」です。この民法の中から面白い3つをピックアップして今日は話を進めていきます。

■破れる約束、破れない約束 (契約の話)

そもそも契約とは何なのか？契約とは二人の人がいて

い。また、一方だけが何かをして、その対価のない無償契約(贈与、保証人になる、利息なしの消費貸借)といったものは約束をしたことを行う前なら、契約を撤回できる、つまり約束を破ってもお咎めなし。という事になります。ただ、法律的に約束を破っても良いと一言で言っても、もちろん約束を破った事で他人から嫌われるとか信頼を失うといったことがつきまといますのでしっかりと考えて約束をするといったことが必要になります。

■男は度胸、借金踏み倒しも度胸？(時効の話)

時効とは時間が経つことによってもたらされる法律的な効果の事を指します。一般的に言う時効は刑事訴訟法の中の控訴時効というものです。



刑事事件が起こってある一定の期間が経つと容疑者を罪に問う裁判が出来なくなり、よというものであります。一方で、民法の中にも時効というものがあります。契約が生じた権利、債権が時間が経つことにより消えてしまう消滅時効。また、他人の物を一定期間持ち続けることで他人の物が自分の物になるという取得時効。これらの2つがあります。ただ、民法には時効に対して一定のハードルを設けた条文があります。民法145条「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」つまり、当事者が相手方に対して、時効を主張しない限り時効は成立しないという事です。例を挙げて考えてみましょう。例)五郎は、病院で受けた治療の費用百万円が払えず、病院も催促しないまま、三年が経過した。もはや病院は治療費を請求できず、五郎は支払い不要となるのか？この場合、五郎は何も主張することなく治療費を踏み倒すという事はできません。五郎が治療費百万円はもう時効です。つまり、五郎が治療費を踏み倒すという責任は残るといふこととです。借金などの債権を踏み倒すと、いつまでも恥ずかしげも無く踏み倒しを

その間で交わされる「何かをする」というような約束のことを指します。金銭や物のやり取りの有無に關わらず、ある人が別の人と何かするといふ約束を交わせばこれは立派な契約といふことになり、ます。例えば「友達と明日食事をする約束をした。」とか「親が子供に誕生日にゲームを買ってあげる約束をした。」といったものもれっきとした契約です。すなわち、私たちの日常生活は契約に取り囲まれているという事になります。しかし、なんだかそういふと窮屈です。その窮屈さを取り除くために、今日の一つ目のテーマを設定しました。ではここでテーマに沿って契約の例を挙げます。例)太郎は、自分のカメラを一万円で譲ることを、次郎と約束した。太郎はこの約束を守らなければならぬか？これは契約の中の売買という契約にあたります。民法では555条において「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を

■轆かれるとお得、焼かれると損？(損害賠償の話)

主張する凶太さ・開き直りが必要になるといふことです。民法145条は時効のもたらす不道徳な結果に対して心理的な歯止めを設けているといふわけです。

社会生活のなかでは、契約を守れなかったとか、事故で人を傷つけてしまったという様に時として人に迷惑をかけるという事があります。そして、そういった場合相手に対して、いくらかの金銭を支払う必要があり、これが損害賠償といふわけです。民法では損害賠償に關して709条で「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負ふ。」と規定しています。ここで注目してほしいのは「故意又は過失によって」という部分です。民法では何か賠償を生じる事由が生じた場合、故意や過失があった場合は損害賠償が生じる、つまり裏を返せば故意や過失が無かった場合は賠償責任を負わなくて良いという事を規定しているのです。ただし、これには身近な場合の例外があります。それが事故の場合なんです。民法から派生した自動車損害賠償補償法では第3条において先述の「故意又は過失によって」という規定は無く、賠償事由が発生した結果だけによって賠償責任が生じることを規定しています。つまり、故意や過失が

支払うことを約することに支つて、その効力を生ずる。と規定しております。設例の場合、太郎がカメラを売ることを約束し、次郎は一万円を支払うことを約束しています。555条は約束の約束の約束はこれ以上規定しておらず、どんな形の約束であろうとも契約は成り立つことになり、つまり口約束でも目配せいし、内容が伝われば目配せであつても大丈夫といふことなんです。そして契約が有効に成り立つ場合基本的には太郎も次郎も契約の内容の実現のために努力しないといけません。つまり、設例の約束は守らなければならぬといふこととです。たとえ口約束であつても売買契約が成立すると戻りは出来ないといふことになり、ます。

次はお金の貸し借りの例です。例)三郎は、明日一万円を貸すと、友人の四郎に約束した。三郎はこの約束を守らなければならぬか？これは民法の中の消費貸借といふものにあたります。民法587条では「消費貸借は、当事者の

あろうと無かるうと、事故で起こした場合は損害賠償が生ずるのです。では、焼かれた場合つまり火災の場合はどうでしょう？火災の賠償を規定している「失火ノ責任ニ關スル法律」では失火者つまり加害者に故意や重大な過失があつた場合のみ賠償責任が生ずることを規定しています。重大な過失ではなく単なる過失であつた場合は賠償責任は生じないのです。ここでいう重大な過失とはほぼ放火に近い場合を指し、タバコの不始末ぐらいでは賠償責任は生じないのです。ここまではまとめる、やはり轆かれるとお得、焼かれると損といふ結論になるのですが、現実には違ひます。この2つの事例の場合、社会的に件数が多い、賠償額が大きいという観点から社会全体でその賠償を解決しようといふ考え方が成り立っています。いわゆる保険制度です。法律の取扱いは異なるが、被害回復が保険給付金でまかなわれるのは同じといふことで、轆かれるとお得、焼かれると損といふのはウソという結論に至ります。

今回は3つのテーマに分けて法律がどんな事を考えているのか、どんな配慮をしているのか、という一端を紹介しました。民法の内容を遡ってみると古代ローマの時代まで共通する内容があり、す。その意味で民法という法律は人間の歴史の中で磨かれてきたルールなんです。皆ささい、民法を勉強してみてくださいよ。(大浦 晴彦)

告知 **第31回 NPO博多の風フォーラム 開催のご案内**

■開催日時:平成25年11月16日(土) 開場:11:30/開演:12:00 ■開催場所:博多小学校「表現の舞台」

講演:「ふつうに生きる」 **講師:松本 龍氏(元環境大臣)**

※ご家族、ご友人をお誘い合わせの上、ご参加ください。多数の方のご参加をお待ちしています。



1 山留め

追山笠のスタート地点は「山留め」。太鼓の音と共に、清道を目指して一気に駆け上がる。気持ちが高ぶる場所。



5 東町筋

下り坂では「山足」が早くなるが、見送りが下がるので見送りの昇手の踏ん張りどころ。

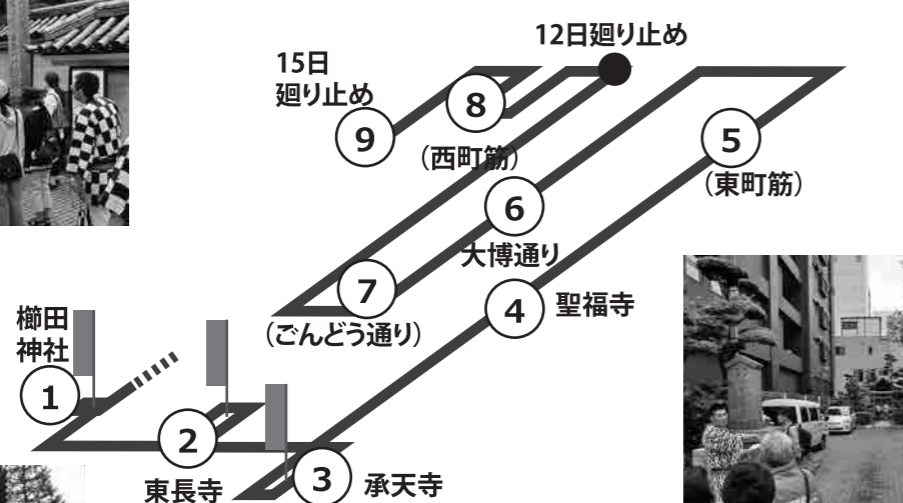


7 ごんどう通り

広い大博通りから最も狭い、通称:ごんどう通りへ入っていきます。ここから先の西町筋に入る角では、ベテランの鼻取りが付くことが多いです。



2 東長寺



3 承天寺

3つ目の清道旗が立ちます。山笠の迫力を間近で見れるポイントです。



6 大博通り

水の出るポンプもある大博通り。道路の幅が広いと意外と山笠がぶれたりすること知ってました？



4 聖福寺

東町筋に入ると、町並みが変わります。ゆっくり歩くと思いのほか寺社が多い事に驚かれる方は多いです。聖福寺では「博多べい」を見る事ができます。



8 沖濱稲荷神社

追山笠廻り止めの少し前にある神社。川上音二郎の生誕の地があります。



9 15日廻り止め

須崎問屋街にある廻り止め。最後の直線は以外と長い。看板が見えると、自然と山足も速くなります。



報告 第12回追い山笠コース探訪

博多の おいしやんと 博多を歩く。

6月2日に今年で12回目となる恒例の追い山笠コース探訪を実施しました。9時の集合時間までは、まだ少し雨が残っていましたが、出発する頃にはあがり、曇り空の下、法被に袖を通した博多の風の仲間達が、語り部として追い山コースを案内しました。今年も新聞紙上での案内やホームページへの掲載に加えて、地下鉄構内にポスターも掲示。幅広く参加を呼びかけました。冷泉公園に集合し、理事長の挨拶、注意事項の連絡に続いて、各班に分かれて順次スタートしました。まずは土居通りを上つていき、櫛田神社の山留めへ。「5秒前」のアナ

ウンスの後、太鼓の音と共に、櫛田神社に向かって山笠が動きだす場所です。そこから、須崎の問屋街の廻り止めまで、約5キロの追い山コースの順路を約2時間かけてゆっくり歩いていきます。博多部に残る神社仏閣などの様々な歴史背景や、昇手ならではの裏話などを交えて博多の町を歩くと、色々な発見が沢山あります。毎回、アンケートでは「道路の狭さ」「コースの高低差」「複雑に入り組んだ順路」などの言葉とともに、「博多の町のすばらしさを再発見できた」という感想が多く寄せられています。



風人來人(事業紹介) 追山コース探訪事業

新理事紹介

追山コース探訪事業

中川原 謙二
(土居流 大乘寺前町)



■山笠との出会い
平成2年に大学を卒業し、勤めた会社の上司が土居流大乘寺前町の取締をされておられ、誘っていただいたことがきっかけです。博多に生まれ、子供の頃から山笠を生活の一部とされている方から見れば、まだまだの存在ですが、今では自分自身の生活に山笠が溶け込んでいます。

■山笠の良いところ
子育てや仕事をする上で、山笠での経験が活きていると思っています。幅広い仲間も出来ました。これはお金で買えるものでなく、だからこそ真摯に謙虚に山笠と向き合うことが必要だと思っています。

プの状況を逐次確認しています。公園に戻ってこられたみなさんの満足そうな笑顔をみるのが一番の喜びです。

・当日配布されるパンフレット



■語り部も勉強
当日語り部として皆さんをご案内する博多の風の仲間達も、事前に勉強しています。先輩達から色々な知識や経験などを改めて聞くと、非常に勉強になります。臨場感のある昇手としての話と歴史や時代背景などを合せて、参加者に喜んでいただくような準備をしています。

■当日は公園で待機
1週間前ぐらいから天気が非常に気になります。毎日毎日起きたら天気予報を確認しています。(笑)
当日は、テントを建てたり配布物の準備をしたり。事前に分担した作業を博多の風の仲間達を指揮して進めます。皆さんがスタートしたあと、公園で待機して、各グルー

■一月から準備スタート
毎年、1月下旬から準備に着手します。探訪事業の幹事数人で、前年度の反省点(毎回開催直後に反省会を開催)を再確認し改善案を打ち合わせし、行動計画に落とし込みます。行動計画と平行して、予算案をまとめ、3月の総会で承認をいただきます。

■一ヶ月前から幅広く告知
ゴールデンウィーク前後に告知活動を開始します。運営の関係上、参加いただく人数は限られていますが、幅広い方々に参加いただきたいと考えて、いかに広く告知を行うかを試行錯誤しています。

新聞各社へのリリースと、博多の風のホームページでの告知が基本となっています。昨年からは、福岡市と福岡

市交通局の協力を得て、市政だよりや地下鉄駅掲示板でのポスターなどを告知活動に加えました。

理事長がパーソナリティをつとめるラジオなどでも告知をしていただいています。アンケートなどを見ると、参加のきっかけで多いのは「友人・知人の紹介」が目につきます。テレビや新聞で見た人が、家族や友人を誘って参加するようないい感じです。過去に参加された人が、友人を誘って、続けて参加される方もいらつしやいます。
今年5月2日にKBCテレビの朝の情報番組「アサデス」にも3人でだささせていただきました。探訪の出たのは一瞬でしたが、出るまで非常に緊張しました。

SCHEDULE

- 1月 スケジュール確定
- 4月 区役所へ申請書提出
- 5月 告知活動開始

・ポスター掲示



- ・新聞での告知
- ・KBC「アサデス」での告知



・語り部勉強会



報告

第23回

はかたの町クリーン作戦

平成25年5月25日(土)

報告

第24回

はかたの町クリーン作戦

平成25年10月26日(土)

「安全・安心の街づくりはきれいな街から」ということで、年に2回追い山コースを中心に、清掃活動を実施しています。冷泉公園の青い幟を目印に集合。小学生から大人まで、幅広い参加をいただきました。秋の開催の時は落葉でいっぱいになります。今回は吸殻、ゴミや空き缶などを中心に、「ゴミ袋が3つになりました。取組みを開始した頃に比べてゴミが少なくなっているように感じます。今後も継続して実施しますので、ご協力よろしくお願い致します。」

平成25年5月の様子



告知

第13回

楽文コンテスト表彰式

平成25年11月16日(土)開催(予定)

今回で13回目となる楽文コンテストですが、7月から9月の期間に、福岡市内外の小中学生から、1500弱の応募がありました。11月16日(土)に博多小学校 表現の舞台で、優秀作品の表彰と、各賞代表の方の作品発表を予定しています。詳しくはホームページをご確認ください。



第12回入賞者 (平成25年11月)

NPO博多の風 賛助会員募集のお知らせ

我々「NPO博多の風」の主旨をご理解いただき、活動に賛同いただける方を広く募集しています。お知り合いの方をご紹介ください。

お問合せ
「NPO博多の風」広報企画(担当:山口)

E-mail info@hakatanokaze.jp
FAX 092-263-7188



NPO博多の風の最新情報はホームページに掲載中です。

URL <http://hakatanokaze.jp>

〜編集後記〜
今年の秋に娘の七五三を予定しています。そもそも七五三とは、関東圏における地方風俗だったものが全国に広がっていったもので、江戸時代に館林城主である徳川徳松の健康を祈って始まったとされる説が有力だそうです。

近くの神社にお参りに行きますが、着物は私の妻が七五三の時に着たものを使う事にしました。もともとこの着物は、妻の伯母が七五三の時に着たものだそうで70年以上前のもの。柄などは少し古い感じもしますが、大切に引き継がれてきたものを着る喜びを娘にも感じて欲しいと思います。2年後に下の娘が着た後には、またしばらく箆箭の中にしようことになりませんが、このような行事を通じて、着物だけではなく、家族や伝統を思う気持ちも大切にしていきたいと思っています。

私たちは、親の世代から引き継いだものを、きちんと娘の世代へ引き継ぐ必要があると思いますし、それをまた次の世代へ引き継いでいってほしいと思います。

(中山 肇)